

## 吹田市公告第243号

吹田市立内本町コミュニティセンター建築設備常駐管理業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告します。

令和8年5月7日

吹田市長 後藤 圭二

### 記

#### 制限付一般競争入札実施要領

##### 1 業務名称

吹田市立内本町コミュニティセンター建築設備常駐管理業務

##### 2 履行場所

吹田市内本町2丁目2番12号

吹田市立内本町コミュニティセンター(デイサービスセンター・地域包括支援センター・障がい者相談支援センターを含む。)

##### 3 履行期間

令和8年7月1日から令和11年6月30日まで

本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約とし、翌会計年度以降の予算が減額・削除された場合には当該契約を変更・解除することができるものとする。

##### 4 事業概要

吹田市立内本町コミュニティセンターの電気、空調、給排水、衛生、消防、ガス設備その他の保守を要する設備の適切、円滑な機能および運転を維持するために行う保守業務

##### 5 最低制限価格

設定しない

##### 6 入札回数

2回までとする

##### 7 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 吹田市の入札参加有資格者名簿(物品等各種契約)登載事業者であり、「施設保守点検整備」、「機械設備等保守点検」、「施設設備管理」のうちいずれかを参加希望業種目としていること。

(3) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領(平成16年4月1日制定)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要

領(平成24年11月13日制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。

(6) 過去5年度に官公庁等(国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人)から、本案件と同規模の業務を1年以上履行した実績を有すること。

## 8 入札参加資格確認申請手続

(1) 本入札に参加を希望する者は、(2)に示す書類を提出し、本市の確認を受けなければならない。

(2) 入札参加資格申請に必要な書類

ア 入札参加資格確認申請書(様式1)

イ 受注実績が確認できる書類(契約書の写し・仕様書等)

(3) 申請書及び添付書類の提出

ア 提出期間

令和8年5月7日(木)から令和8年5月22日(金)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで(正午から午後0時45分までを除く。)

イ 提出場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市市民部市民自治推進室(低層棟2階 219番窓口)

電話(06)6384-1327

ウ 申請書の取得方法

吹田市のホームページ(トップページ>産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>業務委託・物品購入入札情報>令和8年度(2026年度)一般競争入札(業務委託)一覧>吹田市立内本町コミュニティセンター建築設備常駐管理業務に係る制限付一般競争入札(以下「ホームページ」という。)からダウンロードすること。

エ その他

(ア) 申請書及び添付書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(イ) 提出された申請書及び添付書類は、返却しない。

(ウ) 申請書及び添付書類は持参又は郵送(一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかに限る。)によるものとし、(3)アに記載する期間内に必着のこと。

(4) 入札参加資格の確認の結果は、令和8年5月26日(火)までに、申請者に電話連絡した上で電子メールにより通知する。

なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

(5) 提出期間内に申請書を提出しない者又は吹田市が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

## 9 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

令和8年5月7日(木)から令和8年5月18日(月)午後4時までとし、電子メールにより受け付ける。件名に【吹田市立内本町コミュニティセンター建築設備常駐管理業務に係る質疑書】と記入すること。質疑書の様式(様式2)はホームページからダウンロードすること。メールアドレスは「22 問合せ先」のとおり

※電話により到達確認を行うこと。

## (2) 回答期日

令和8年5月21日(木)午後5時30分までにホームページに回答を掲載する。なお、質疑がなかった場合は掲載しない。

(トップページ>産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>業務委託・物品購入入札情報>令和8年度(2026年度)一般競争入札(業務委託)一覧>吹田市立内本町コミュニティセンター建築設備常駐管理業務に係る制限付一般競争入札)

## 10 入札説明会

入札説明会は実施しない。仕様書、委任状、入札書については、ホームページからダウンロードすること。

## 11 入札日時及び入札場所

### (1) 入札日時

令和8年6月3日(水)午前10時

### (2) 入札場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所 低層棟3階 入札室

## 12 入札の辞退

入札参加資格確認申請書(様式1)を提出した後、入札を辞退する事情が生じた場合は、上記入札日時までに入札辞退届を提出するものとする。

入札辞退届の様式はホームページからダウンロードすること。

## 13 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札書に記載する金額は、履行期間における契約希望金額(総額)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 14 入札の保証

入札の保証は免除する。

ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の1年当たりの額の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

## 15 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに吹田市入札心得書(吹田市立内本町コミュニティセンター建築設備常駐管理業務委託契約一般競争入札)(以下「入札心得書」という。)において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、吹田市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において前記7に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

## 16 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

## 17 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

## 18 落札決定の取消し

吹田市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、吹田市は一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (3) 入札心得書第10条第12号に該当する行為があったと認められるとき
- (4) 正当な理由がなく、入札心得書第13条に定める期間内に契約を締結しないとき

## 19 契約の保証

落札者は、次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの方法により、契約金額の1年当たりの額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関の保証書の提供
- (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

## 20 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

## 21 その他

- (1) 入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び仕様書の内容を承認の上、入札を行うこと。
- (2) 入札参加者が2者に満たない場合であっても、入札を執行するものとする。

## 22 問合せ先

吹田市泉町1丁目3番40号  
吹田市市民部市民自治推進室  
電話 (06)6384-1327

FAX (06) 6385-8300

メール [chi-somu@city.suita.osaka.jp](mailto:chi-somu@city.suita.osaka.jp)